

● 下水道をご利用の皆様へお願い ●

下水道ができたからといって、何でも流していいということではありません。

下水道は、吉野川をはじめとする河川的环境保全や皆様の生活環境をより良くするための大切な財産です。下水道に汚水を流すときは、一人ひとりが十分に注意をして、大切に正しく使用しないと故障の原因となって、設備の寿命を縮めることになります。下水道の使用については、次の点にご注意ください。



紙オムツは流さないで!

● 台所では、野菜くずや残飯を流さないようにしましょう。

生ごみは、配水管が詰まるもとです。水切りをして、ごみ収集日に出しましょう。

● 水洗トイレにはトイレットペーパー以外のものは流さないようにしましょう。

トイレットペーパー以外の紙、生理用品、異物などを流すと、下水道管が詰まるもとです。

● てんぷら油やサラダ油の廃油を流さないでください。

お料理のあとの油は紙などでふき取ってごみと一緒に収集日に出しましょう。配水管に流すと管の内側に付いて固まって下水が流れなくなる恐れがあります。

● 宅地内の排水設備の管理はみなさんでお願いします。

快適な生活をするための水洗化ですが、使用上の注意を怠ると故障したり、設備の寿命を縮めたりします。

また、修理に多額の費用がかかる場合がありますので、故障しないよう日常の管理を行ってください。



● 下水道供用開始区域内の皆様は

一日でも早く下水道に接続しましょう!

● 下水道の使用に関する相談・お問い合わせは

吉野町役場 上下水道課 NTT…TEL (32) 8175 まで、ご連絡ください。

● 合併浄化槽をご利用の皆様へお願い ●

浄化槽は、処理後の水の水質も極めて良好であることから、川などをきれいにすることが期待されています。しかし、正しい使い方、正しい維持管理をしないと悪臭や川を汚す原因となります。このため、設置者のみなさんには、法律により浄化槽の管理が義務づけられています。次の点を十分守っていただき快適な生活を過ごしましょう。

● 法定検査を忘れずに受験しましょう。

毎年1回、定期的に受ける検査で、浄化槽が正しい使われ方をされ、保守点検や清掃が適正に実施され、浄化槽の動きが正常に維持されているかを検査します。

● 定期的に清掃、保守点検を実施しましょう。

浄化槽は、微生物の力によって汚水を処理するため、適正に使用していても微生物の死骸や汚泥が溜まり、浄化槽の動きが衰えてきます。そこで、これらを除去して元の微生物が働きやすい状態に戻すのが清掃です。又、浄化槽の装置が正しく働いているかを点検し、装置や機械の調整・修理、スカムや汚泥の状況を確認、汚泥の引き抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充を行います。



● 浄化槽の上はいつもきれいにしておきましょう。

マンホールやフロアの上に物がたくさん置かれると保守点検や清掃の邪魔になります。

● 台所から流すものに注意しましょう。

台所からの野菜くずやたぷら油等は、できるだけ流さないようにしてください。

● 合併浄化槽の設置・使用に関する相談・お問い合わせは

吉野町役場 生活環境課 NTT…TEL (32) 9024 まで、ご連絡ください。